

序 章 建設業法の制定と改正

概 要

建設業は、いつの時代でも国や地域の基幹産業として重要な位置を占めています。しかし、第二次世界大戦前の建設業者の社会的地位は低く、前近代的な関係が残存する典型的な産業分野とされていました。また、建設業を統一的に所管する担当官庁も存在せず、法規制も府県令があるにすぎませんでした。その府県令も日本国憲法の制定にともない失効してしまい、戦後の一時期には建設業に関して基本的な法規制がない状態になりました。

しかし、建設業は、戦災で廃墟となった戦後復興事業や占領軍関連工事のために、他の産業分野よりも比較的早く活動を再開することができました。このため、新たに参入する業者が急増し、その結果、過当競争を生じさせ、これが種々のトラブルを発生させる原因となりました。このようなトラブルに対応するとともに、健全な建設業者を育成し建設業の近代化を図るために、多方面から監督官庁の設置や建設業法の制定が強く要請されました。これに応じて、昭和23年に「建設省」が設置され、その翌年に「建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発展に資することを目的」として、建設業法が制定されました（昭和24年法律第100号、同年5月24日公布、同年8月20日施行）。これ以後、社会の変化とともに多くの改正を経て現在の内容になっています。

1 建設業法の制定

(1) 建設業法制定の背景

建設業は、長い間、統一的に所管する担当官庁や業法がなく、我が国の産業分野では特殊な存在でした。しかし、昭和23年7月に建設省が設置され、翌年、建設業法が制定・施行され、ようやく体制の基盤ができました。

建設業法は、①「登録制」の採用とそれに対する監督、②建設請負契約の原則の明示、③建設審議会の設置等を基本的内容としていました。

(2) 建設業法の制定理由

建設業法の提案理由は、「建設事業は、公共の福祉に関する産業であり、とくに国民経済の再建に重要な責務を有する。このため業者の資質は重要な意味があるが、建設業の乱立と近時における経済事情の逼迫にともなう経済難、資金難などは、建設業界に種々の弊害をもたらしている。また、現行の請負契約には不合理

な面が多く、工事の適正な施工を阻害している。以上のことから、建設業法の立法が必要となる。そして、登録制の実施は、建設省および各都道府県に登録簿閲覧所を設置することにより登録簿等を公衆の閲覧に供し注文者等に弁を与えること、悪質業者に対して登録の抹消等の監督手段を発動する根拠とすること、一定の要件を書く業者を排除し、あわせて業者の実態を把握することなどを企図する」というものでした。

このように、建設業法の制定目的のひとつは、「登録制」の採用によって、過当競争の状態にあったこの分野への参入規制を行うことでした。

一般的に言えば、市場参入に対する競争制限的な行政介入は、公共性という名のもとに、当該事業の健全な発展、中小企業の保護、公共衛生水準の確保、税の保全などの諸目的を達成するという名目で行われます。要するに、これらの諸目的が「過当競争」による事業者の経営悪化により達成できなくなるのを防止しようとしたのです。

(3) 制定時の建設業の状況

建設業法が制定される背景となった、当時の建設業の状況は、次のようでした。

ア 建設所得

昭和21年の国民所得に占める建設所得は、6.9%で、これまでの最高となり、市場の拡大が見られました。しかし、昭和24、25年の安定恐慌期には市場が縮小しています。

イ 建設業の組織等

当時の建設業者数等は、次のようでした（昭和22年10月の事業所統計調査）。

建設業者数	245,575
(組織別) 個人事業者数	237,419
法人組織	7,609社
(総合、職別) 総合建設業	15,202
職別業者	215,851

また、法人組織を資本金別にみれば、5万円以上20万円未満5,312社（70%）、5万円未満1,169社（15%）であり、資本金20万円未満の法人が全法人の約85%を占めている状況でした。当時1,000万円以上の資本金の会社は、約50社に達していましたが、株式会社であっても株式を公開しているものは2社前後にすぎず、株主の大部分は、社長あるいは縁故者に限られていました。従業員規模別

では5人未満が約86%に達しており、200人以上は0.2%にすぎませんでした。

ウ 企業集中の程度

敗戦直後の企業集中についてみると、たとえば鉄鋼、セメント、金融業などでは、上位10社が80~90%の集中度に達し、集中排除法の対象となったのに対し、建設業では対象となるような大企業はありませんでした。最大規模の建設会社でも、全国の建設工事高に占める割合は、昭和21年で4.8%、22年で3.8%にすぎませんでした。

エ 建設業の総合調査の結果

当時のより詳細な状況は、昭和23年5月に建設省管理局建設業課を中心に行われた建設業の総合調査によって知ることができます。調査は、総合業者600社について調査したのですが、これによると、従業員の技術員と事務員の構成比率は6対4であり、金属（3対7）、紡績（4対6）と比較して技術員の比率が高く、保有機械の現状はアメリカの同程度の業者の4分の1ないし5分の1程度と推定されました。

また、建設業では、約40%が兼業しており、兼業種目は、製材業が23.9%で最も高く、ついで木工、木材、鋳工となっています。

なお、調査対象の20%は、昭和21年の創業でした。経理は、「会社組織のものでも個人的色彩が強く、少数のものを除いては完備した帳簿を有するものがなく、しかも経理に関しては封建的であり、秘密主義を採られていたため、実態を握ることは困難である」（建設省管理局建設業課「建設業の現況（昭和23年5月末調査）」建設月報昭和24年10月号）という状況にありました。

オ 法制定時の実態

以上が、建設業法制定直前の我が国の建設業の主要な実態です。要約すると、次のようにまとめることができます。

- ① 建設市場は、拡大基調であったが、経済状況に大きく左右されている。
- ② 建設業では個人的企業が圧倒的に多数であり（97%）、法人組織にあっても資本金20万円未満の法人が約85%を占め、中小零細企業によって担われている業種であり、大企業の市場占有率は低い。
- ③ 技術員の比率が高く、また機械化が遅れている。
- ④ 兼業の比率が高く、創業年度が新しい企業が多い。
- ⑤ 法人組織においても、株式の公開がなされず、また、経理状況は不透明である。

(4) 「登録制」の導入

ア 過当競争と「登録制」

一般的に資本制生産のもとでは、市場の恒常的な安定拡大、機械化と技術の進展、資本の集積・集中速度の問題は、一体として進展するのが普通です。しかし、建設業では、このような相互の関連がみられず、多数の小規模事業者が過当競争をしている市場でした。

このような「過当競争」は、資本や設備が低位にあり、主に労働力に依存する産業において生じます。この場合、参入が簡単なため、慢性的な過剰能力が生じ、その結果、利潤や賃金が水準以下にとどまるのが普通です。建設産業は、このような過当競争状態にありましたから、建設業者が多数存在し、そのため粗悪工事が多くなり前渡金を横領するなどの悪質な業者も多く見られました。これらが「登録制」導入の原因となりました。

イ 「登録制」と「許可制」

建設業法の制定によって登録制が導入された結果、登録業者は、昭和25年で大臣登録1,569、知事登録31,570となりました。

しかし、登録制は、建設業法制定時から、実効性が問題とされ、当初から許可制の導入が求められていました。たとえば、昭和32年の全国建設業協会「建設業法に基づく現行登録制の改善方に関する要望書」の中に、すでに許可制への移行の要望が強調されています。また、建設省も各県建設業協会に登録制度に対する改正意見の提出を求めています。

【ポイント】

◆建設業法が許可制を取らなかった理由

なぜ、建設業法の制定に際して、より参入規制の効力が強い許可制をとらなかったのでしょうか。それは、当時の社会的・法的状況が主な原因となっていたと考えられます。

戦後初期においては、公益事業以外の事業では、許認可がもたらす競争制度の弊害の除去が強制され、原則として、保安・衛生などの非経済的理由により産業警察法的規制であるものに規制を限定する方向がとられていました。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）の立場からも、当時の経済関係諸法令における許認可制度について再検討が要請されていましたが、公正取引委員会の意見は、次のようなものでした。

- ① 公正かつ自由な競争の基盤となる「営業の自由」を最大限に確保するために、事業の許認可制度はできるだけ少なくすること。

序章 建設業法の制定と改正

- ② 事業の許認可を必要とする場合には、その条件を客観的に明らかにすること。
- ③ 委員会、聴聞会等の制度を採用すること。

とくに②の中で、行政官庁による自由裁量の余地の排除を徹底するために登録制の採用を考慮すること、とされていたことが重要です。建設業法の内容は、ほぼこの方向にそったものとなっていることに注意する必要がありますでしょう。

(5) 「許可制」の導入

ア 「登録制」の効果

登録建設業は、昭和25年を100とすると、昭和32年には、203、昭和40年には、295に激増し、「登録制」による参入規制は成功しませんでした。

昭和40年の登録業者数は、大臣登録4,283、知事登録9万3,336ですが、これを資本金階層別にみると、10億円以上のものは知事登録341、大臣登録167で全体の0.53%にすぎません。当時、建設市場は好不況の波はあるものの、市場全体は膨張し、官公庁発注だけでなく民間発注の大工事も激増し、これにともなう機械化の進展には著しいものがありました。それにもかかわらず、資本の集積・集中に達していないことが注目されます。

昭和46年の許可制導入を重要な目的のひとつとする建設業法の改正は、以上のような状況の中で提起されたものです。

イ 「許可制」への移行

許可制の提案理由は、次のような内容でした。

建設投資は国民総生産の約2割、建設業登録者数は約14万となり建設業は重要産業となったが、現状は、施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が輩出し、粗雑疎漏工事、各種の労災、公衆災害等を発生させるとともに、公正な競争が阻害され業者の倒産の増加を招いている。

また、資本の自由化に対処して国際競争力を強化するためにも、経営の近代化、施工の合理化が必要である。施工能力、資力、信用のない業者の輩出をもたらした原因のひとつは、現行建設業法の軽易で画一的な登録制度にあるから、これを防止し職別業者の専門化を促進するなど、建設業の近代化を図るため、現行の登録制度を業種別の許可制度に改める。

また、下請業者の保護育成および建設工事の施工の改善を図るため、特定建設業の許可制度を敷き、許可に際しては、建設業に関する経営体験、技術者の有無、誠実性、財産的基礎等の要件に該当しているかどうかを審査する。

ウ 許可制の効果

提案理由では、施工能力、資力、信用のない業者の輩出をもたらした原因のひとつは、輕易で画一的な登録制度にあり、これを防止し専門化を図るために許可制度を導入すると述べられています。

この時期の「事業所統計調査」によれば、昭和47年の事業者は41万1,000（許可業者以外も含みます。）でしたが、昭和30年から39年では9万、昭和40年から49年では18万増加するという時期でした。建設業法の許可制の導入は、このような状況のなかで、建設業者のふるいわけを試みたものです。しかし、建設業者の増大は許可制の導入によっても止めることができませんでした。反対に、昭和46年の許可事業者19万2,785が、翌年には29万4,844に増加し、平成2年では50万8,874、さらに平成14年度では約57万と激増しています。このような増加の大部分は、中小零細企業の増大によるものですが、これは、下請制度が維持されてきたことに関連しています。

2 建設業法制定時の内容

建設業法制定時の主な内容は、次のようなものです。

(1) 目的

建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 適用範囲

建設工事の完成を請け負うことを営業とする者に適用されますが、軽微な建設工事のみ、および比較的重要性の薄い一定の工事（板金工事、とび工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、タイル工事、壁紙工事、機械器具装置および熱絶縁工事）のみを請け負うことを営業とする者は除外されています。

(3) 登録

工事を2県にまたがって行う場合は建設大臣の、1県だけの場合には都道府県知事の登録を受けなければならないとされています。

また、登録の要件としては、登録申請者（法人の場合は役員）、またはその使用人のいずれか一人が、次の一つに該当することが必要でした。

- ① 学歴に応じて3年か5年以上の建設工事に関する実務経験年数を有する者
- ② 法令による免許、技能などの認定を受けた者
- ③ 10年以上の建設工事に関する実務経験を有する者

(4) 建設工事の請負契約

請負契約は、民法上の双務契約であるのに、建設工事においては、受注者と発注者間の関係が対等ではないため、現実には、いわゆる片務契約的な性格があると指摘されていましたが、建設業の発展と近代化を考えた場合、これはぜひとも是正すべきであるとされ、この項目が入れられました。

とくに、請負契約の公正な履行の確保と建設業の近代化促進のために、請負契約の当事者が守るべき請負契約の原則が定められたことが重要です。

具体的には、建設業に根強く残っている前近代的な体質を改善するために、建設請負契約の当事者が守るべき建設工事請負契約の原則を定め、建設工事の請負契約の内容、一括請負の禁止、一定の見積期間の設定などの規定がおかれました。

また、発注者の立場からは、前払いをするときには保証人を請求することができる旨の契約の保証の規定、および下請人の変更請求の規定が定められました。

(5) 技術者の配置

建設工事を施工する場合には、工事現場に主任を置かなければならないとし、建設大臣登録の建設業者は、各営業所に一定の技術者を置かなければならないとされています。

(6) 監督

登録を受けた建設業者が、建設業法に違反したり、監督処分にあたる行為があった場合には、建設大臣あるいは都道府県知事に、勧告、指示、営業の停止、登録の取消しを行うことができるとされました。

(7) 建設業審議会

建設工事の紛争処理を行うとともに、建設業に関する重要事項の調査審議と重要な監督処分についての同意などを行う機関として、中央建設業審議会および都道府県建設業審議会が設けられました。

(8) その他

建設業者の標識の掲示義務、訴願および建設大臣の権限の委任などについての規定が設けられたほか、罰則も規定されました。

3 建設業法の改正経緯

建設業法は昭和24年制定以来、時代の変化に応じて多くの改正が行われました。次に、主要な改正の内容をみておきます（民法、商法、刑法、学校教育法等の改正にとまなう字句修正を中心とした改正を除きます）。

序 章 建設業法の制定と改正

なお、それぞれの改正にともなう経過措置等については、「附則」で定められていますが、主要な附則については、第8章の後に掲載しましたので、必要のつど参照してください。

(1) 「審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律」(昭和26年法律178号)による改正

この改正では、建設業者に対する監督処分のうち、営業の停止または登録の取消しを行う場合には、従来、建設業審議会の同意が必要でしたが、これが改められて、同意が不要になりました。

(2) 昭和28年の改正(昭和28年法律223号)

建設業法の第一次改正です。この改正では、建設業の適用範囲が拡大されました。昭和24年に建設業が制定されたときには、比較的重要性の低い工事、たとえば、板金工事やとび工事は本法の適用範囲から除外されていましたが、これらの工事も次第に建設工事としての重要性を増してきたため、本法を適用することとされました。

さらに、建設業の登録要件が強化されたほか、不誠実な行為などにより登録を取り消された建設業者のうち、重要な地位にあった使用人は、2年間は独立して新たな建設業の登録を申請したり、また、登録申請者の役員もしくは特定の使用人になれないという欠格要件が強化されました。

一方、昭和27年の「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年法律184号)の制定により、保証事業会社の保証がある場合には、前払金について保証人を立てる必要がなくなりました。

また、一括下請負の禁止や建設業審議会の権限も強化されました。

(3) 昭和31年の改正(昭和31年法律125号)

建設業法の第二次改正です。これまでは建設工事の請負契約に関して紛争が生じた場合、建設業審議会がそのあっせんを行うこととされていましたが、新たに紛争処理機関として、国と各都道府県に建設工事紛争審査会が設けられました。そして紛争の処理方法として、あっせん、調停、仲裁の三つがとられるようになりました。これにともない、紛争処理の手續、審査会の構成、委員などに関する規定が設けられました。

(4) 昭和35年の改正(昭和35年法律74号)

建設業法の第三次改正です。高度成長政策のもとで、建設工事が著しく増加したのに対応するため、建設業者の施工体制を強化しました。

序 章 建設業法の制定と改正

具体的には、従来は登録の要件とされていた技術者の資格要件のうち、「法令による免許、技術等の認定を受けた者」を、さらに「建設大臣が指定したものを受けた者」に限定したほか、建設業者に施工技術の確保に努める義務が課せられるようになりました。

(5) 昭和36年の改正（昭和36年法律86号）

建設業法の第四次改正です。高度成長によって、公共投資が膨大になり、建設業の社会的役割がますます重要になりました。

このような社会の要求に応えるため、建設業者の施工体制の整備、建設工事の適正な施工の確保の強化、建設業の自主的な振興の促進および建設業審議会の強化が図られました。

また、公共工事の入札制度の合理化のために、建設業の経営に関する客観的事項に統一かつ客観的な基準を設け、それによって建設大臣または都道府県が審査するという制度が設けられました。

その他、土木一式工事または建築一式工事を請け負う建設業者は、総合工事業者の登録によって総合工事業者と称することができるようになりました。

(6) 昭和46年の改正（昭和46年法律31号）

建設業法の第五次改正です。許可制の採用など、大幅な改正がなされました。重要な改正でしたので、少し詳しくみておきます（詳しくは、「建設業法の一部を改正する法律の施行について」昭和47年3月18日建設省計建発45号を参照）。

ア 改正の経緯

昭和40年代以降、建設投資が急速に増大し、建設業の重要性が高まったのにもかかわらず、建設業の現状は、施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が多数存在していました。また、技術革新、建設労働力の不足傾向、経済の国際化にともなう資本の自由化など、建設業をとりまく環境も大きく変化してきました。このため、建設業の近代化、合理化をさらにすすめることが要請されるようになりました。

中央建設業審議会は、昭和43年「建設業法の改正に関する答申」を行い、これに基づき改正作業がなされました。

イ 主な改正点

(ア) 許可制度の採用

従来の登録制度では、一定の要件さえ満たせば建設業を営むことができたため、必要以上に業者数が増加し、過当競争が行われ、適正な建設工事が確

保できなくなるおそれを生じていました。

そこで、建設業を営むための要件を厳しくすることによって、それを解決しようとして「許可制度」が採られることになりました。

許可は、建設工事の種類に対応する建設業の業種に分けて行う「業種別許可制度」が採用され、許可基準の設定にともなって、欠格要件も強化されました。

(イ) 特定建設業の許可制度の採用

下請負人の保護の徹底をはかるために、発注者から直接請け負う一件の建設工事について、一定金額以上のものを下請に付する建設業者は、特定建設業の許可を受けなければならないとされ、許可の基準が加重されました。

(ウ) 請負契約の適正化に関する規定の整備

発注者と請負人の関係をより近代化された対等な関係に改善するために、請負契約者に記載すべき内容を充実し、現場代理人または監督員の権限などに関する事項の通知義務を設け、さらに請負契約の締結などに際して重要事項を提示する義務が、注文者に課せられました。

また、不当な請負代金の強制、不当な使用資機材等の購入などの強制を禁止する条項も設けられました。

(エ) 下請負人の保護に関する規定の新設

昭和30年代に始まった高度成長政策により、民間工事が増加し、新幹線、高速道路などの公共工事も著しく増加したため、深刻な技能労働者不足が起こり、工事の進行に重大な影響を及ぼすようになりました。この労働者不足の解決を図るための対策の一環として設けられたのが、下請負人保護の規定です。

これには、元請負人が守るべき下請負人保護のための義務として、工事施工の場合の下請負人の意見の聴取、下請代金支払の期間、検査および引渡しに関する規定が設けられました。

また、特定建設業者には、下請代金の支払期間や下請指導についての規定が定められました。

(7) 「許可、認可等の整理に関する法律」(昭和50年法律90号) 7条による改正
主として、工事経歴書等の書類の提出期間の変更を内容とします。

(8) 「審議会の整理等に関する法律」(昭和53年法律55号) 77条による改正
中央建設業審議会の委員の構成に関する変更が行われました。

- (9) 「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」(昭和58年法律83号)による改正

許可申請書の添付書類等の変更などが行われました。

- (10) 昭和62年の改正の概要(昭和62年法律69号)

建設業法の第六次改正です(詳しくは、「建設業法の一部を改正する法律の施行について」昭和63年6月6日建設省経建発110号を参照)。

ア 改正の経緯

昭和55年から始まった建設投資の落ち込みにより、建設業界では需要と供給のアンバランスが深刻になりました。加えて昭和56年秋に起こった静岡県の談合問題で、強い世論の批判を受けるようになりました。このこともあって、建設業はいかにあるべきかを問う、「建設産業ビジョン研究会」が組織され、「二十一世紀への建設産業ビジョン」という建設産業の未来像が提言されました。

そこで、建設業界には、自由な市場競争原理が乏しいとの指摘がなされました。たとえば、ペーパージョイントや中間ピンハネ的な業者の横行、暴力団的業者による不公正な公共工事の落札など、本来は存在すべきでないものが排除されていないこと、つまり、技術と経営に優れた企業が伸びていく環境をつくらなければならないこと等が提言されました。そこで、このような環境を制度的に整備する必要があり、制度の改革、すなわち建設業法の改正へと進展したのです。

この改正は、95条の条文が126条に増加するという大改正でしたが、主要な点を述べると、次のとおりです。

イ 主な改正点

- (ア) 特定建設業の許可基準の改正がなされました。建設業28種を二つに分けて、施工技術が総合的・技術的な14種のうち、政令で5種の指定建設業を定め、建設大臣が定める国家資格者の取得者などを、専任者として営業所ごとにおこななければならないとし、許可要件を厳しくしました。
- (イ) 経営事項審査制度の整備がなされました。今までの完成工事高の重視を是正するとともに、客観的かつ正確に企業経営状態を把握するために、経営事項審査のうち、経営状況の分析を建設大臣の指定する者に行わせることができるようにしました。
- (ウ) 監理技術者制度の整備がなされました。一定の規模以上の公共性のある工事現場には、指定建設業監理技術者資格者証を受けている者のうちから、

序 章 建設業法の制定と改正

監理技術者を選任し、常駐させなければならないとしました。

- (1) 行政手続法施行にともなう改正（平成5年法律89号）
- (2) 平成6年の改正の概要（平成6年法律63号）

建設業法の第七次改正です（詳しくは、「建設業法の一部を改正する法律の施行について」平成6年6月29日建設省経建発153号の2等を参照）。

ア 改正の経緯

住宅や社会資本の整備に対する国民の需要が多様化・高度化し、建設業者の責務はますます重大になりました。一方では、公共工事をめぐり一連の不祥事から、公共事業に対する信頼が揺らぎ、公共工事の入札・契約制度の改革が強く求められるようになりました。

また、平成5年、中央建設業審議会建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」において、一般競争入札の本格的採用、不良不適格業者の排除など、建設業法の改正を要する事項について提言がなされました。これを受けて、平成6年には、中央建設業審議会「新たな時代に向けた建設業法の存り方について」が建議され、これに基づき、改正がなされました。その概要は、次のとおりです。

イ 主な改正点

(ア) 建設業の許可要件の強化

許可の取消しを受けた建設業者の欠格期間を2年から5年に延長する等の許可要件の強化が行われました。

(イ) 経営事項審査制度の改善

公共性のある施設等に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければならないこととなりました。

(ウ) 建設工事の適正な施工の確保および請負契約の適正化

施工体制台帳等の整備、監理技術者の専任制の徹底、見積りの適正化等が図られ、帳簿の備付けの規制も強化されました。

(エ) 監督の強化

(オ) 建設業許可の簡素合理化等

許可の有効期間が3年から5年に延長するなど、簡素合理化が図られました。

(カ) その他

【ポイント】

◆「新たな時代に向けた建設業法の在り方について」(中央建設業審議会建議・平成6年3月25日)の内容

- 1 はじめに
- 2 不良不適格業者の排除の徹底
- 3 経営事項審査の改善
- 4 技術と経営に優れた企業の育成
- 5 手続の簡素・合理化等
- 6 施工技術の高度化・専門化に対応した業種区分の見直し

(13) 「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成8年法律110号)による改正

同法の改正にともない罰則の適用に関する経過措置等が定められました。

(14) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律87号)による改正

同法の施行にともない、手数料、経由事務等に関する改正が行われました。

(15) 「民法の一部を改正する法律」(平成11年法律149号)にともなう経過措置等(平成11年法律151号)

(16) 「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律102号)、「中央省庁等改革関係法施行法」(平成11年法律160号)による改正

同法の施行にともない、「建設省」、「建設大臣」等の語句を「国土交通省」、「国土交通大臣」等に改めるとともに、中央建設業審議会の改組のための規定、国土交通大臣の権限を地方整備局、および北海道開発局長に委任するための規定等の整備がなされました。

(17) 「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」(平成12年法律126号)による改正

書面の交付等に代えて電子的手段を講ずることを認める旨の規定の追加がなされました。

(18) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律127号)による改正

同法に違反した建設業者に対して、監督処分ができることとする等の規定が整

備されました。

(19) 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律152号)による改正

(20) 「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」(平成15年法律96号)による改正

構造改革、規制緩和の政策のもとで、民間解放が推進され、登録講習実施機関制度、登録経営状況分析機関の導入などを中心とした、大幅な改正が行われました(詳しくは、「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行について(通知)」平成16年3月1日国総建313号を参照)。

(21) 新破産法制定にともなう改正(平成16年法律76号)

(22) 許可基準等の改正(平成16年法律147号)

(23) 会社法制定にともなう改正(平成17年法律87号)

(24) 一般社団・財団法人法の制定にともなう改正(平成18年法律50号)

(25) その後、現在まで、①平成18年法律92号、②平成18年法律114号、③平成19年法律66号、④平成20年法律28号、⑤平成23年法律61号、⑥平成24年法律53号、⑦平成25年法律44号、⑧平成25年法律86号、⑨平成26年法律55号等の改正が行われました。

4 建設業の現状

建設業の平成26年3月末(平成25年度末)における状況は、次のとおりです(国土交通省土地・建設産業局建設業課「建設業許可業者数調査の結果について―建設業許可業者の現況(平成26年3月末現在)―」によります。)

(1) 全国許可業者数

平成26年3月末現在の建設業許可業者数は、470,639業者で、最も多かった平成12年3月末に比較すると130,341業者減少しています。

(2) 都道府県別許可業者数

都道府県別許可業者数は、東京都(43,607業者。全体の9.3%)、大阪府(36,485業者。全体の7.8%)、神奈川県(26,950業者。全体の5.7%)で多く、鳥取県(2,126業者。全体の0.5%)、島根県(2,959業者。全体の0.6%)、高知県(2,979業者。全体の0.6%)で少なくなっています。

(3) 一般・特定別許可業者数

一般建設業者の許可を取得している事業者は449,671業者でピーク時(平成12

年)に比較すると128,038業者減少しています。特定建設業の許可を取得している事業者は43,061業者でピーク時(平成17年)と比較すると8,115業者減少しています。

(4) 業種別許可業者数

許可を取得している事業者の上位3業種	
建築工事業	163,246
とび・土工工事業	158,645
土木工事業	133,904

許可を取得している事業者の下位3業種	
清掃施設工事業	499
さく井工事業	2,594
熱絶縁工事業	13,675

なお、複数業種の許可を受けている事業者の割合は、50.2%となっています。

(5) 資本金階層別業者数

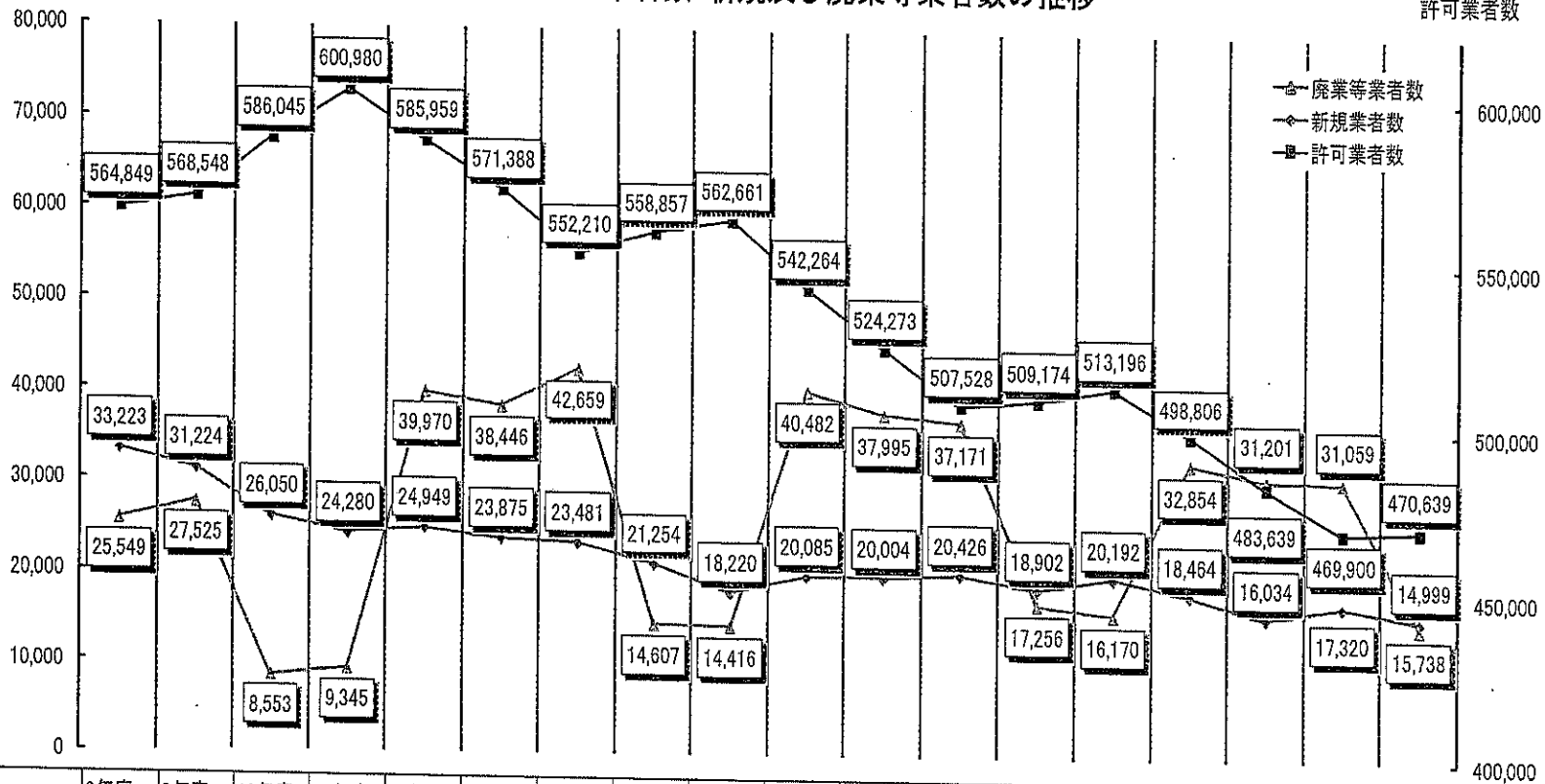
資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人が23.9%と最も多く、個人および資本金の額が1,000万円未満の法人が59.8%となっており、99.4%が資本金3億円未満の法人または個人に該当しています。

(6) 兼業業者数

建設業以外の営業を行っている兼業業者の割合は26.8%におよんでいます。

業者数(新規・廃業等)

図1: 許可業者数・新規及び廃業等業者数の推移



	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
許可業者数	564,849	568,548	586,045	600,980	585,959	571,388	552,210	558,857	562,661	542,264	524,273	507,528	509,174	513,196	498,806	483,639	469,900	470,639
新規業者数	33,223	31,224	26,050	24,280	24,949	23,875	23,481	21,254	18,220	20,085	20,004	20,426	18,902	20,192	18,464	16,034	17,320	15,738
廃業等業者数	25,549	27,525	8,553	9,345	39,970	38,446	42,659	14,607	14,416	40,482	37,995	37,171	17,256	16,170	32,854	16,034	17,320	15,738
年度間増減	7,674	3,699	17,497	14,935	-15,021	-14,571	-19,178	6,647	3,804	-20,397	-17,991	-16,745	1,646	4,022	-14,390	-15,167	-13,739	739

※ 許可業者数については各年度末(3月末時点)の数、新規業者数、廃業等業者数については各年度の数を表す。

(国土交通省土地・建設産業局建設業課「建設業許可業者数調査の結果について—建設業許可業者の現況(平成26年3月末現在)—」)